

「日本MA-T工業会認証・登録マーク」(認証マーク) 使用料規程

一般社団法人 日本MA-T工業会

1. 認証マーク使用料

一般社団法人 日本MA-T工業会が実施する「日本MA-T工業会認証制度」(「MA-T JAPAN認証制度」と略称される。)に関し、日本MA-T工業会認証 制度要綱第10条及び「日本MA-T工業会認証・登録マーク」(認証マーク) 使用規程第4条に規定の、日本MA-T工業会認証・登録に基づく日本MA-T工業会認証・登録マークの使用料(以下、「認証マーク使用料」という。)は、以下の通りとする。

認証マーク使用料は、1つの日本MA-T工業会認証・登録毎に、当該MA-T認証・登録の有効期間3年で15万円とし、有効期間2年で10万円とする。